

令和4年3月30日

報道機関 各位

職員の懲戒処分について

■ 概要

「国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、今年度の懲戒処分の内容について別紙のとおり公表いたします。

なお、処分を行った事案のうち、既に公表したものは除いております。

【本発表資料のお問い合わせ先】

富山大学総務部労務管理室

TEL : 076-445-6530(直通)

令和4年3月30日

職員の懲戒処分の公表について

「国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、今年度の懲戒処分の内容について下記のとおり公表いたします。

なお、処分を行った事案のうち、既に公表したものは除いております。

記

項目	内容
所属	総務部・事務職員
処分の内容	譴責
処分年月日	令和3年9月7日
処分理由	・勤務前に大学構内において飲酒し、酒気を帯びた状態で勤務に従事した。また、上司からの業務上の指示命令に違反する行為を繰り返し行った。

※国立大学富山大学においては、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとしています。

以上